

会 議 録

会議の名称	平成28年度 第1回桶川市いじめ防止連絡協議会
開催日時	平成28年7月11日(月) (開会)午後1時30分・(閉会)午後2時45分
開催場所	桶川市役所仮設庁舎会議室301
出席委員	12名
欠席委員	2名
事務局職員	3名
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の交付 3 会長あいさつ 4 委員紹介 5 副会長選出 6 協議 <ol style="list-style-type: none"> (1) いじめ防止対策推進法に基づく桶川市の取組 (2) 桶川市のいじめに係る現状 (3) いじめの防止と対応に係る取組 (4) いじめに係るネットワーク (5) その他 7 閉会
配付資料	次第 名簿 いじめ防止対策推進法(概要) 桶川市いじめ防止等基本方針(概要) 桶川市いじめ防止連絡協議会等条例 桶川市いじめ防止連絡協議会規則 桶川市いじめ対策委員会 平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より いじめの防止と対応に係る取組 桶川市教育センターチラシ 参考 桶川市いじめ防止等基本方針

議事の内容	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状の交付</p> <p>3 会長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長は、桶川市いじめ防止連絡協議会規則第3条2項の「会長は、委員のうち教育部長の職にある者をもって充てる」との規定に基づき、教育部長が務めるが、教育部長が所要のため、教育部次長（本議事録において、以下、会長と記す。）があいさつを代読した。 <p>4 委員紹介</p> <p>5 副会長選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 桶川市いじめ防止連絡協議会規則第3条4項の、副会長2名を「委員の互選によって定める」との定めにより、桶川市立小・中学校長会長及び桶川市PTA連合会長に決定。 <p>6 協議</p> <p>(1) いじめ防止対策推進法に基づく桶川市の取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局が資料に基づき、本市の取組について説明した。 <p>会 長：事務局より説明があったが、質問、意見があれば発言願う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員からの質疑・意見なし <p>(2) 桶川市のいじめに係る現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局が資料に基づき、本市のいじめに係る現状について報告した。 <p>会 長：事務局より説明があったが、質問、意見があれば発言願う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員からの質疑・意見なし <p>(3) いじめ問題の防止と対応に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局が資料に基づき、説明した。 <p>会 長：事務局より説明があったが、質問、意見があれば発言願う。</p> <p>委 員：説明にネットパトロールのことがあったので、中に入れるといい。今、ネットパトロールはどのような形で行っているのか。どのよう</p>
-------	---

な課題があるのかをお聞きしたい。

事務局：数値的なことは手元に資料がない。ネットパトロールは、民間業者に委託して、各中学校の、いわゆる学校裏サイトのようなものがないかを確認している。毎月報告があり、必要に応じて当該校には情報を提供し、指導の一助としている。

委員：了解した。インターネット上に一度情報が流れてしまうと、完全に消すことができないので、問題のある書き込み等を発見した時点で、どのような問題があるのか、早急に対応していただければと思う。

(4) いじめに係るネットワーク

・事務局が資料に基づき、説明した。

会長：本協議会の役割は、協議1でも説明があったとおり、「いじめ防止等のための取組に関する関係機関・団体との連絡調整」である。皆様の所属箇所等で、どのようなネットワークが作られているか、或いは今後、どのようなものを作れるのか意見を伺う。

委員：市ホームページで案内されている窓口相談の中で、子供の家庭何でも相談というものがある。これは、こども支援課でやっているものである。誰でも相談できる、家庭相談員が火、木曜日に駅前の子育て支援センターで、保護者だけでなく、子供自身からも相談を受けている。基本的には電話相談だが、予約により面接相談も可能である。これ以外にも、市役所にこども支援課があり、相談を受けている。相談の記録や統計をとっているが、いじめの相談はほとんどない。その代わりに、いじめをこども支援課で当てはめると児童虐待である。子供の人権を重視しているが、いじめも虐待も、子供の問題は1つの機関では解決できない。関係機関が協力してネットワーク化して行い、保育所、幼稚園、学校、学校支援課等とのネットワークができています。何かあれば関係機関に連絡するというネットワークができていますので、そのような意味では顔の見える関係で対応していくことが大切であることを実感している。今後も参加させていただきたい。

委員：安心安全課では、子供のいじめに関する情報はない。

委員：保育課も直接関わる機会は少ないが、放課後児童クラブをやっているため、学校とは違った意味で子供たちと関わる部分があると認識している。放課後支援員と子供たちとの関わりは、学校とは違う。

子供たちは、学校の課業から解放された自由な雰囲気の中で、家庭に代わる場として過ごしている、そのような中で、支援員が学校の話などを聞く場もあります。今まで直接いじめに関する話を聞いたことはないが、今後は学校生活、友達関係の悩み等がある場合には、ネットワークを生かして学校に返すのがいいかどうかを、その都度相談させていただきたい。子供が楽しく学校生活を送れるといい。

委員：直接いじめの相談は上がってこないが、ホームページの人権相談という相談窓口で、相談員による相談をしている。いじめの相談はいまのところ、ない。いじめと直接関係しないかもしれないが、DV相談なども行っている。DV被害にあっている家庭の子供が暴力を見ているため、友達に対して暴力を振るってしまうということもあると思う。いじめの関係が、家庭環境の問題で引き起こされる。もしかしたら間接的にはDVの家庭で育った子供がいじめの加害者になっていることも考えられる。多面的な要因が考えられるのではないか。実際にそのようなことが起きた時には情報などを提供できるのではないかと思っている。

委員：当課では直接はないが、未然防止という意味で、青少年健全育成市民会議構成団体の方とのネットワークがある。また、学生より少しお兄さんお姉さんである青少年相談員と連携を図っている。いじめに対して直接ということは今のところはないが、ネットワークの中で動きがあれば、共有したい。PTAとも一緒に防犯パトロールを行っており、月に相当回数、近所を回っていただいている。情報は集約して当課に寄せられるので、必要に応じて情報を共有したい。

委員：市内の小・中学校の状況をすべては把握していないが、本校の取組として、一例としてお聞きいただきたい。本校は、いじめの早期発見については、教職員による日々の観察に力を入れている。また、毎月第3金曜日を「人権の日」としており、各担任から人権に関する指導といじめに関するアンケートを行っている。さらに、事務局の説明にあったとおり、市と県のアンケートが別にある。そして、保護者等から連絡も、いじめの早期発見、早期対応の一助として進めている。アンケートでは、小学校低学年ではいじめの定義を理解させるのが難しいので、具体的に言うと「自分が消しゴムを忘れて貸してって頼んだのに、貸してくれなかった」ということを書いて提出してくる。調べていくと、貸してくれなかった子が意地悪をしたのではなく、「自分が忘れたのが悪いんでしょ」ということで貸さなかったなどということがある。特に低学年にはいろいろ事例を挙げながら理解させないと、アンケートで書いたものすべていじめと

なってしまう。すると、いじめは低学年が一番多くなる。また、高学年になると、いじめをなかなか担任等に相談できなくなる。だんだん物心がついて、逆に相談したことでの仕返しとか、その後の人間関係のことを気にするというようなこともあるので、さきほど挙げた情報確認、観察、アンケート、保護者からの連絡、これらを総合的に検討しながら対応している。

委員：桶川市教育センターのいじめに関する相談は27年度、0件である。学校での日常のきめ細かい担任や校長らの相談対応、さわやか相談員、スクールカウンセラーの相談対応が充実していることの成果ではないかと思っている。教育センターへの相談案件は、次の二つに限られる。1つは発達障害に関すること、もう1つは不登校に関することである。これらが圧倒的に多い相談内容である。教育センターの立場を離れ、レジュメを1枚用意した。学校道德教育を研究している者として、本日のいじめ防止連絡協議会に関連して発言したい。今日事務局が用意した資料の1ページの基本施策、いじめ防止等に関する措置の第1番に挙げられているのが、設置者及び学校が講ずべき基本施策として、道德教育等の充実と示されている。具体的に道德教育の充実というのは、学校現場がどのように取り組んでいけばよいかということだが、資料にいじめ防止と対応に係る取組、学校の取組例が述べられている。例えば小学校ではたてわり活動、あいさつ運動、新聞作り、交通指導員や安全ボランティアとの密な連携。中学校では生徒主体の取組、あいさつ運動、行事、体験的学習の場の設定。このようなことを教員が意図的に、計画的にしっかり年間行事計画の中で充実させていくことが、道德教育に繋がってくる。ただし今回、いじめ防止連絡協議会等が設定された政治的施策の中には、道德教育の充実だけではなく、具体的に道德科を強化として実施するということが取り上げられている。きっかけになっているのが2011年の津市立中学校のいじめをきっかけにした自殺事件です。そのきっかけが、2008年の第一安倍内閣の教育再生会議。その後民主党政権に移り、教育再生会議は頓挫したが、2013年第二次安倍内閣の発足とともに、今度は教育再生実行会議が発足し、その中で道德科が取りあげられた。何が違うのかというと、道德科というのは教科であるので、国の貴重な税金を使って教科書が無償で発行するということがある。教科書が無償で発行する道德の授業をきちんと行っていくことが、いじめ防止に間接的につながる、道德教育の充実、基本的施策につながるのだと思っている。なお、資料にある各小中学校の取組というのは、行為の教育である。教科書を使う道德科の教育は、心の教育。行為の教育と心の教育が充実し、明日の日本を担っていく桶川の小・中学生が、いじめのない、

他人を思いやる、弱い者に慈しみの心をもつ、そういう心が育って
いく中で、道徳教育が充実し、いじめが比較的発生しにくくなるの
だろう。そのような点では、本日は学校長会長、P T A連合会長が
いらっしゃるので、学校での道徳科教育が本格的に始まるので、よ
り充実していくことを願って、特別の教科の道徳がいじめ問題の対
応充実の鍵になることを説明させていただいた。

委 員：児童相談所では、いじめを主として扱うことはない。取り扱う子供
は、自閉症とか、虐待の影響を受けて嘘つきであるとか、暴力的で
あるという特徴があり、集団から少し浮きやすい。ただ、そのよう
な子供たちが学校でいじめを受けているということは聞かないの
で、学校が手厚く見ているとの印象がある。ただ、例えば我々が一
旦保護した子供が学校でいじめられていたということが分かれば、
その子供が生活する上で支障がある場合もあるが、その際は連携さ
せていただきたい。また、子供が実はいじめられているのだと告白
することも考えられるので、その際には我々から情報を伝えたい。

委 員：桶川市P T A連合会では、市内の7小学校4中学校の各P T A会長
が集い、会長会議という形で情報交換を行っている。最近では学校が
P T Aに、学校で起きる様々な問題を報告することがオープンにな
ってきている気がする。子供に関しては学校に任せているので、で
きるだけ手伝っていきたい。逆に、保護者の対応では、母親が孤独
にならないようにP T Aとして救い、手伝っていくというのが我々
の手段であると思う。学校公開日以外に1日2時間程度、年に何回
か来校して学校を見ていただき、母親のネットワークを広げること
で、保護者が孤独にならないというところからいじめの問題に取り
組みたい。先ほど委員より話があったが、保護者のあいさつ運動の
ように、学校と児童生徒だけでなく、保護者も様々な形で対応し、
桶川市のP T Aとしてより手伝いができると考えている。

委 員：警察のネットワークについては、警察本部の少年課に少年サポート
センターがある。平日だけだが、相談を受けている。また、先ほど
話のあったDVについても警察に相談係がある。学校でのいじめが
あると、警察から見ると暴行、傷害、器物損壊だが、保護者は学校
が対応してくれないと怒り、警察に訴えるというパターンがほとん
どである。実際は、学校は対応しているのだが、保護者が納得する
対応ができていない。そのようなわけで、いじめについては、警察
としてはない。ただ、ネットワークは完璧である。例えば。隣の署
で取り扱っている件であっても、すべて把握できるネットワークの
システムになっている。

委員：青少年問題協議会は、幅が広い人たちの集まりで、町会長をはじめ、交通指導員、保護司、PTAの方が属しています。その幅広い人たちの発言の中で、いじめが昔と変わってきたということがる。今はいじめと異なり、分かりづらいものが多いのではないか。インターネット、ソーシャルネットワークが大変発達してきている。その中で、隠れたいじめがあるのではないか。ネットパトロールを行っているということで、少し安心しているが、今後とも注意していかなければならない。大人が知らないところで子供たちのいじめがあってはいけないと思うので、我々大人も勉強していくことや、先ほど話のあった道徳教育が根本的に大切ではないかと思う。また、いじめの定義の説明や、いじめとそうでないものの線引きが難しい中で、いじめを無くしていくためには、基本的には道徳教育が一番力強い存在になると思う。新たな問題が起きたときに迅速に対応できるような組織作りに力を合わせていきたい。

会長：各課、各団体でネットワークを作っていきたいが、皆様の意見を聞いて、このようなことができるのではないかと等あれば、発言願う。

事務局：重大事態が万が一でも起きてはならないとは認識しているが、起きてしまった場合には様々な調査をしなければならない。学校で調査をしていくが、限界があるので、例えば、その子が一日の生活のうち、学校外の活動の中で、様々な情報をどこかに相談したり、どこかに通っていたり、そのような場面で、属している集団ごとにすべて情報収集する可能性が出てくる。したがって、ネットワークが構築されていれば、例えば登下校の様子、放課後児童クラブでの様子、少年団での様子、保護者からの相談について等、全体像が見えてくる。重大事態が起きた場合、もちろん未然防止という観点からも、皆様の所属箇所での情報を共有する部分が必要に応じて出てくるので、そのような点を念頭に置いていただくとありがたい。万が一、気になることがあったときに相談できるネットワークができるとよい。もちろん個人情報保護しなければならないので、可能な範囲でよい。万が一調査が生じた場合、そのような事態が起こり得るといことも、ここで情報共有しておきたい。

会長：今の事務局の意見も踏まえ、確かに学校だけで情報がすべて集まるわけではありませんし、皆様の所属箇所にある情報等を学校へ集中できるようなネットワークができればいい。それについていかがか。

委員：警察としては、実際には名前を挙げては言えないこともある。警察

は、事件となったものに係る情報は出せない。出せるのは、その手前のものとなる。

会 長：警察に入っている情報で、名前は言えなくても、どこの学校でこのようなことがあったというものはどうか。

委 員・：この会だけで秘密保持できるのであれば。

事務局：事案によっては、学校で解決しているが、その後発展しそうなもの、例えば集団で見えにくいものや、インターネットに係るものなど、そのようなものが発覚した場合には、学校の中だけでは追えなくなるので、情報提供させていただくこともあるという案件でよいか。

委 員：そうである。

会 長：ほかにいかがか。

・委員より発言なし。

会 長：本日、皆様からの発言を踏まえ、いじめに関するネットワークを作るための情報提供や、各課・機関でどのような取組ができるか等について、次回までに話ができるようにしておいていただきたい。この会自体もネットワークであるので、今回はそれを強化して深めていくための会議にしていきたい。

事務局：それぞれが他で抱えている団体等が集まる際に、子供のいじめについて話題にしたり情報収集をしたり等という小さな取組で結構である。

(5) その他

会 長：本日の協議を通して、意見があれば発言願う。

・委員より発言なし。

会 長：本協議会は年2回の開催であるが、いじめの防止や対応については年間を通じて取り組み、互いに連携していくことの共通理解を図ることができた。子供たちが成長する過程において、「いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こり得る」という認識をもつことが重要である。子供たちのよりよい成長のために、皆様に協力願う。以上で、協議を終了する。皆様の協力を感謝申し上げます。

事務局：本協議会は年2回の開催であるため、会議を重ねて深めていくことは困難である。しかし、本日、このように顔を合わせ、互いに情報共有等をしていくという確認ができたので、会は開催しないが、年間を通じてそれぞれに取り組んでいただきたい。それぞれの課・機関での様々な会合や定例会議等において話題にすると、何かしらの効果があると思われるので、念頭に置いていただきたい。8月末にいじめ110番専用ダイヤルを立ち上げる予定だが、必要に応じて皆様に相談することも予想されるので、その際は対応願う。また、すでに取り組んでいることが多々あるだろうが、これからできること、あるいは考えられること等があれば、次回、報告願う。

7 閉会

以上